

京都市環境影響評価審査会への追加意見  
(2020年12月11日開催)

1. 校区を示した地図の追加記載

校区の大きさや範囲は、環境影響評価を行う際に不可欠な重要資料である。小栗栖中学校区一貫校の配慮書案では校区を示した図面がない。できれば学校から校区内の通学最遠地点までの距離等が推定できる地図をつけること。

2. 学習環境について（追加意見）

- 1) 施設の基本方針(p.2)に記載のその1に、「9年間を通して活動しやすい学校づくり」が挙げられ教育活動や交流が広がる諸室の配置が挙げられている。9年間を通した一貫教育の長所と短所、特に短所とその対策といった学習環境の配慮に関する検討も重要と考える。14年余、人権擁護委員として子供のいじめや虐待など人権相談等を担当した経験を通しての感想です。
- 2) 施設の基本方針(p.2)に記載のその3に、大人目線としての「安心・安全な地域の防災拠点となる学校づくり」が挙げられているが、学校の基本方針としてより大切なのは、「児童・生徒の安心・安全な学習環境」ではないでしょうか。3回のワークショップにおいて、子供目線からみた心配事の議論（提案）がなくてよいか気になります。
- 3) 校区の最遠地点と思われる小栗栖六地藏線の北東地点から、小栗栖小までは約1.6kmとの説明であったが、小栗栖六地藏線の平日の昼間12時間交通量は約1.1万台/日、大型車混入率は6.5%(p.11)であり、交通事故の危険性が高いものと考えられる。通学路についても検討しているとの説明があったが、配慮書案には交通安全、事故対策（とりわけ身体障害者等）などについても、学習環境の一部として十分検討し記載する必要があると考えます。
- 4) 新設の小栗栖、西陵一貫校とも、新設地に隣接して小栗栖中学校、青陵中学項があり、いずれの一貫校においても、隣接中学校グラウンドを使用する予定との説明があったが、配慮書案には触れられていない。特に小栗栖一貫校では、現在の児童・生徒数が104人から540人程度に増加(p.2)するにもかかわらず、グラウンド面積は現在でも極めて狭い5,600m<sup>2</sup>からさらに4,300m<sup>2</sup>（案1）に縮小する計画であり、小・中学生の体育授業、クラブ活動、遊び等の場としては狭過ぎるといわざるを得ない。一貫校設置後も、隣接中学のグラウンドを一貫校が利用することを担保する意味でも、配慮書に明記することが望まれる。（子供達に対する配慮不足）

3. 12月9日審査会での発言の修正

摘録の5ページに、「47ページの廃棄物の記載について、校舎の解体の際に、アスベストが問題になると思う。残土だけ記載されているが、アスベストに対する考慮はしなくてもよいか。法に基づいて対応をお願いしたい。」となっていますが、当日の発言としてはこのままとして下さい。

ただし、「p.70の環境配慮方針及び内容」の①に、以下を追加することを提案します。

既設建物の解体工事において粉じん等の排出を抑制するとともに、アスベストの解体工事にあたっては法律に基づき実施する。